第二十一条第二項	第五条第二項から第六項までの規定	第五条第二項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項の規定
	同条第四項第二号	第五条第四項第二号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十二条	第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十五条	第十五条	第十五条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十六条	第十六条	第十六条（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十条の二中「第三十二条第二項各号」を「第三十二条第三項各号」に改める。

第二十一条第一項中「記載した介護休業申出書を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第二項から第六項までの規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と読み替えるものとする。

第二十二条（見出しを含む。）中「第六条第一項第三号」を「第六条第一項第二号」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

第二十八条の次に次の一条を加える。

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める当該子の世話）

第二十八条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の疾病の予防を図るために必要なものとして国土交通省令で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

第二十九条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「事実」の下に「又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる旨」を加え、同条を第二十八条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

（法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話）

第二十八条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

一　要介護状態にある対象家族（以下この条において「対象家族」という。）の介護

二　対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族が必要とする世話

（介護休暇の申出の方法等）

第二十九条　法第十六条の五第一項の申出（以下この条において「介護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対して明らかにすることによって行わなければならない。

一　介護休暇申出をする船員の氏名

二　介護休暇申出に係る対象家族の氏名及び前号の船員との続柄

三　介護休暇申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、第一号の船員が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実

四　介護休暇を取得する年月日

五　介護休暇申出に係る対象家族が要介護状態にある事実

2　事業主は、介護休暇申出があったときは、当該介護休暇申出をした船員に対して、前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第二十九条の四第一項中「記載した書面を」を削り、「提出」を「通知」に改め、同条第三項中「書面で」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第二項及び第三項の規定は、前項の請求及び第四項の通知について準用する。

第二十九条の九第一項中「記載した書面を」を削り、「提出」を「通知」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五条第二項及び第三項の規定は、前項の通知について準用する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（法第二十三条第一項本文の国土交通省令で定める者）

第三十一条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項本文の国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が六時間以下の船員とする。

第三十二条の見出し中「勤務時間」を「所定労働時間」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

第三十二条第二項中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、同項第一号中「短時間勤務」を「所定労働時間の短縮」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

一　船員（日々雇用される者以外の者であって、その三歳に満たない子を養育するもののうち育児休業をしないもの及び育児休業に関する制度に準ずる措置を受けないものに限る。以下この項において同じ。）の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度その他これに準ずる制度を設けること。

二　船員の三歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

第三十五条中「第五十六条第一項」を「第五十六条」に改める。

附　則

第一条　この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年六月三十日）から施行する。

（常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に関する暫定措置）

第二条　この省令の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、平成二十四年六月三十日までの間、この省令による改正後の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第二十八条の四、第二十九条、第三十一条の二及び第三十二条の規定は、適用しない。この場合において、この省令による改正前の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第三十二条の規定は、なおその効力を有する。